

令和7年4月採用予定 会津若松市会計年度任用職員（専門員） 女性相談支援員選考試験受験案内

この選考試験で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一会計年度（4月1日から3月31日まで）の範囲内の任期で任用される職員です。

勤務成績が良好な場合に限り、令和8年4月1日以降において、再度任用する場合があります。ただし、この場合の再度の任用は4回が限度となります。また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。

- 1 試験日 : 令和7年1月22日(水)
申込受付期間 : 令和6年12月2日(月)～12月23日(月)

※ 受付は8時30分から17時15分まで行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

※ 郵送による申し込みは、12月23日の消印のあるものまで受け付けます。

2 試験職種、採用予定人数、職務内容、任期

(1) 試験職種、採用予定人数、職務内容

試験職種	採用予定人数	職務内容
女性相談支援員	1 名	会津若松市女性相談支援員設置要綱に基づき、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う。 (主な内容) ・DV、離婚などの問題について相談に応じ、必要な助言・指導等を行う。

(2) 任期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 日本国籍を有する者
- イ 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる在留資格をもって在留する者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 以下の受験資格に該当する者

- ア 次の条件のいずれか一つに該当する者であって女性支援に深い理解を有する者
 - ①児童福祉司・社会福祉主事の任用資格をもつ者又は児童福祉司・社会福祉主事として従事した経験を有する者
 - ②カウンセラーとしての実務経験を有する者
 - ③保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士のうち一つ以上の資格を有し、且つ1年以上相談業務に従事した経験を有する者
 - ④女性相談支援員・母子自立支援員として相談業務に従事した経験を有する者
 - ⑤前述の条件に準ずる者であって、相談員として必要な学識経験を有する者
- イ 運転免許（普通自動車）を有する者
- ウ パソコンでワード・エクセル等により、文書を作成できる者

4 試験の方法及び内容等

試験種目	内容
作文試験	課題に対する知識や見解等の表現能力についての記述試験 ※申込時に提出していただきます。
経歴審査	女性相談支援員として必要な職務や経験等の有無についての審査 ※申込時に資格証等の写しを併せて提出していただきます。
面接試験	女性相談支援員として必要な専門的知識の有無、資質を総合的に評価する試験

5 試験期日、試験会場及び合格者発表

試験種目	期日・時間・場所	合格者発表
作文試験	事前提出	令和7年2月中旬（予定）に受験者全員に合否を通知します。
経歴審査	事前提出	
面接試験	令和7年1月22日（水） 午後6時 会津若松市役所栄町第二庁舎内	

6 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」、「受験票」及び「作文課題」に必要事項を記入し、「各種資格証等の写し」と併せて会津若松市役所健康福祉部こども家庭課に提出してください。
- (2) 郵送により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」、「作文課題」、「各種資格証等の写し」及び「110円切手を貼った返信先明記の長形3号の封筒」を同封の上、会津若松市役所健康福祉部こども家庭課あてに送付してください。

※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

7 合格者の採用

合格者は、成績上位の方から原則として令和7年4月1日以降採用します。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。また、この募集は令和7年度の予算の成立を前提として行うものであり、成立した予算の内容によって、採用されない場合が有り得ることに予めご了承願います。

8 待遇等

(1) 報酬

1 月あたりに支給される金額 179,025 円～185,186 円 (予定)	人事院勧告等により改定が行われる場合があります。 職務経験等を有する方は、その経験等によって報酬が左記の範囲内で調整される場合があります。
諸手当等	通勤手当に係る費用弁償、時間外勤務に係る報酬、期末手当及び勤勉手当がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

(2) 勤務日数・勤務時間・休暇等

勤務を要する日	月 15 日勤務
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（休憩 60 分）
休日	土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）、こども家庭課長の指定する日
休暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
勤務場所	会津若松市役所栄町第二庁舎（こども家庭課）
福利厚生	条件に応じて、健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償の適用があります。

(3) 服務

服務	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。
----	---

9 その他

- (1) この試験で、女性相談支援員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- (2) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (3) 申込み時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (4) その他、不明な点は会津若松市役所健康福祉部こども家庭課に問い合わせてください。

会津若松市役所健康福祉部こども家庭課支援グループ
(栄町第二庁舎)

〒965-8601 会津若松市東栄町 3 番 46 号

TEL 0242 (23) 4545

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2024112000015/>